

戦後六年度は三割を向いシテ年賦として納入する事、田地は元の通り耕作すべし、佃と田地二段、一段は地面を固守する故、一、年賦は速し、一、年後元の通り耕作する事として解決した。

一九三一・争議批判

三一年度争議中法廷闘争は概して殆んど不成功でそれ以外に斗争に於ては相当の成績を挙げたと見るべきである。勿論法廷外の争議中には新支部に於ける自然発生のものも少くはなからぬが、地主の態度も意識的にならなかつたが故に比較的好成績を上げ得たものも少くはないが、地主地区に於ける直川六十谷米地主の意識的攻勢を執りつゝある支部に於ても、大衆的デモ斗争に依つて好成績を上げ得た事は特に注目すべきである。其の他海草地区内大河内、口須佐の如き大衆的交渉戦術を以てしたる處は相当に効果も収めてゐる。に及し、日商那賀地産岸宮支部等は相当長期に渉つて法廷戦も續行せしむ拘りも不成績に終つた事は、法廷戦に入る迄相当教へて戦つた結果、其の性格は政治斗争化し、地主は最後の武器として法廷を利用し遂に支配階級の意識的迷撃を度中在るに似るものがある。

特に日高争議。如き過去三二年に渉り果敢たる大衆斗争を敢行し時に流血の惨事並に惹起し又多くの犠牲者を出した事等語に絶する。争闘をなすに拘りも最後の法廷戦に於ては、と諷刺するは、一に統制の不統一と、二に困窮する。將來随分警戒すべきである。然し此等の争議は完全なる解決も見られぬから今後争議に於て此の点深く留意して進めべきである。西宮支部に於ける結果を見る時、一に有利なる解決とは言へない。二に斗争の跡を後引する時法廷斗争のみに大衆的斗争を展開しようとはせざ、イタツラに法廷斗争を信頼する結果、又勸裁判所、ワナに陥らざるべきである。過去三二年に亘る斗争は小さく固つた斗争と大衆的斗争に発展せなかつた點に大なる誤謬はある。然しこれを取り残さぬ問題は多し、今更に進んで聯合の統一と規律の下の大衆斗争を勇敢に執擲し押し進めるべきである。以上の経過から見ると我々は裁判所の本質の何なるかをハッキリ見破ると共に大衆斗争の効果を充分認識すべきであると、長従来の大衆斗争は皆一層に勇敢なるに止まり、組織的斗争にならねばならぬ。多くの遺憾なるを自ら反省し一層訓練と教化に力を注がねばならぬ。

(争議批判終)